

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年7月19日

宮城県知事 浅野 史郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエみうら・薬王堂気仙沼赤岩店

気仙沼市字赤岩港269 外

二 市町村の意見

- 1 荷さばき時間について、時間の厳守に留意するとともに、午後10時までの時間延長による近隣への影響に十分配慮されたい。
- 2 地震、津波、洪水等各種災害に対応した建物構造及び避難誘導體制の構築に留意されたい。
- 3 店舗敷地内にある都市計画道路「内の脇老松線」（幅員12m）の計画線内には建築物を建築しないよう協力をお願いしたい。
- 4 自然公園内行為届出等について、当該場所が自然公園法上の区域に指定されているか確認されたい。

三 地域住民等の意見の概要

なし

四 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、宮城県気仙沼地方県政情報コーナー及び気仙沼市役所

五 縦覧期間

平成17年7月19日から平成17年8月19日まで（ただし、閉庁日を除く。）